平成２１年（フ）第２６８号
兵庫県加古川市志方町西中347番地の１
債務者　安田　格生
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２６９号
兵庫県加古川市志方町西中347番地の１
債務者　安田　郁代
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６９２号
兵庫県神崎郡福崎町福崎新374番地
債務者　岡本智香子
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５８２号
広島市西区観音新町２丁目17番34号
債務者　橋田　惠子
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１２号
福岡県みやま市瀬高町文廣2060番地２
債務者　坂梨　照子
１　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第１１４号
福岡県三潴郡大木町大字大角443番地１
債務者　田中　敏夫
１　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第４４号
大分県佐伯市鶴岡町３丁目11番58号大石住宅、申立時の住所大分県佐伯市大字鶴望640番地１
債務者　大賀　敏男
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第５３号
大分県佐伯市大字霞ケ浦548番地８
債務者　大畠しのぶ（旧姓市川）
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第１４７０号
仙台市青葉区上杉３丁目１番46号　コーポ小林101
債務者　氏家　秀二
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１４号
仙台市若林区上飯田３丁目10番35号
債務者　佐々木敏雄
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７４８号
仙台市青葉区中山台４丁目４番地の31
債務者　櫻庭　宏明
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７８７号
仙台市若林区沖野６丁目14番33号
債務者　永沼利智子
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７８９号
仙台市若林区新寺３丁目12番32号　佐賀アパート201
債務者　佐賀　美和（旧姓牛澤）
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７９１号
仙台市宮城野区田子３丁目14番53号　プラザ・イトウＡ―102
債務者　澤田　静江
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
秋田県大館市早口字弥五郎沢１番地５
債務者　笹木　法子
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第３３９号
福島市松川町字天明根34番地
債務者　菅野由美子
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１４４号
群馬県みどり市笠懸町阿左美3397番地１
債務者　品川　勇貴
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第３０５号
長野県安曇野市豊科4499番地11
債務者　廣瀬美智子
１　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
長野地方裁判所松本支部